

補助対象経費及び補助率等

別表第1(第4条、第5条、第6条関係)

事業名	事業区分	補助対象経費		補助対象団体	補助率及び対象要件	補助限度額																																
共同施設事業	商店街魅力アップ施設事業	商店街の魅力アップを図る施設で以下に掲げる施設の整備に要する経費		<ul style="list-style-type: none"> ・商店街振興組合 ・商店街事業協同組合 ・発展会 	(1) LED街路灯の新設 <table border="1"> <tr> <th>型 式</th> <th>補助率</th> <th>補助対象経費の上限額(1基当たり)</th> </tr> <tr> <td>1灯式</td> <td rowspan="2">60%以内</td> <td>170,000円</td> </tr> <tr> <td>2灯式以上</td> <td>250,000円</td> </tr> </table> (2) 街路灯の撤去 <table border="1"> <tr> <th>補助率</th> <th>補助対象経費の上限額(1基当たり)</th> </tr> <tr> <td>50%以内</td> <td>20,000円</td> </tr> </table> (3) 街路灯の修繕 <table border="1"> <tr> <th>補助率</th> <th>補助対象経費の上限額(1基当たり)</th> </tr> <tr> <td>実費の50%以内</td> <td>なし</td> </tr> </table> (4) アーチの新設又は改装 <table border="1"> <tr> <th>補助率</th> <th>補助対象経費の上限額(脚柱幅員1メートル当たり)</th> </tr> <tr> <td>40%以内</td> <td>286,000円</td> </tr> </table> (5) アーチの新設又は改装 <table border="1"> <tr> <th>型 式</th> <th>補助率</th> <th>補助対象経費の上限額 (建築面積1平方メートル当たり)</th> </tr> <tr> <td>全蓋式</td> <td rowspan="2">40%以内</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>片側式</td> <td>86,000円</td> </tr> </table> (6) その他 <table border="1"> <tr> <th>補助率</th> <th>補助対象経費の上限額</th> </tr> <tr> <td>30%以内</td> <td>なし</td> </tr> </table> (1)から(6)までにかかわらず、他の補助金の交付がある場合は、補助対象経費(補助対象経費の上限額を適用しない額とする。)から当該補助金の額を引いた額と、(1)から(6)までにより算定した額のいずれか低い額を適用する。	型 式	補助率	補助対象経費の上限額(1基当たり)	1灯式	60%以内	170,000円	2灯式以上	250,000円	補助率	補助対象経費の上限額(1基当たり)	50%以内	20,000円	補助率	補助対象経費の上限額(1基当たり)	実費の50%以内	なし	補助率	補助対象経費の上限額(脚柱幅員1メートル当たり)	40%以内	286,000円	型 式	補助率	補助対象経費の上限額 (建築面積1平方メートル当たり)	全蓋式	40%以内	120,000円	片側式	86,000円	補助率	補助対象経費の上限額	30%以内	なし	1団体について、合計1,500万円
		型 式	補助率			補助対象経費の上限額(1基当たり)																																
		1灯式	60%以内			170,000円																																
		2灯式以上				250,000円																																
		補助率	補助対象経費の上限額(1基当たり)																																			
		50%以内	20,000円																																			
		補助率	補助対象経費の上限額(1基当たり)																																			
		実費の50%以内	なし																																			
		補助率	補助対象経費の上限額(脚柱幅員1メートル当たり)																																			
		40%以内	286,000円																																			
型 式	補助率	補助対象経費の上限額 (建築面積1平方メートル当たり)																																				
全蓋式	40%以内	120,000円																																				
片側式		86,000円																																				
補助率	補助対象経費の上限額																																					
30%以内	なし																																					
共同店舗事業	共同店舗の整備に要する経費(土地購入費は除く。)、冷暖房設備に要する経費及び防犯カメラの整備に要する経費		<ul style="list-style-type: none"> ・商店街振興組合 ・事業協同組合 ・協業組合 ・発展会 																																			
情報化・合理化推進設備事業	共同POSシステム、OA機器等商業団体等の情報化・合理化を図る設備の整備に要する経費																																					
エコロジー促進設備事業	空缶回収機、ペットボトル回収機、トレー溶融固化装置の整備に要する経費																																					
空き店舗活用事業	コミュニティ活性化事業	コミュニティホール等に活用するための賃借料、改装に要する経費(土地購入費を除く)		<ul style="list-style-type: none"> ・商店街振興組合 ・商店街事業協同組合 ・発展会 	コミュニティ活性化事業及びチャレンジマーケット事業にあつては、改装費については、対象経費30%以内、賃借料については、1/3以内とする。補助対象となる期間は1店舗につきコミュニティ活性化事業は5年以内、チャレンジマーケット事業は1年以内とする。	1団体について賃借料は75万円、改装費は200万円																																
	チャレンジマーケット事業	不足業種等の誘致のための賃借料、改装に要する経費(土地購入費は除く)																																				
	商店街活性化プラン支援事業	商店街活性化プラン推進事業により策定されたプラン実施に要する改装費、賃借料、調査費					改装費、調査費については、対象経費の30%以内、賃借料については1/3以内とする。補助対象とする期間は3年以内とする。	1団体について賃借料は75万円、改装費は300万円、調査費等は60万円																														
共同事業	商店街コミュニティ活性化事業	商店街地域において、商店街等自ら提案し、実施する非販促型イベント事業で、以下に掲げる事業に要する経費 ただし、1団体につき期間を定めて行う1事業を補助対象とする。		<ul style="list-style-type: none"> ・商店街振興組合 ・事業協同組合 ・商工組合(商業組合) ・協業組合 ・公益法人を始めとする各種準拠法に基づく法人 ・発展会 ・商店街の連合組織 	補助対象経費の30%以内 市長が特に認める場合は補助対象経費の50%以内	1団体について300万円																																
	「コミュニティ共同事業」という。	(1) 活気と賑わいを高めるイベント事業 (2) 地域の課題等の解決に貢献するイベント事業 ・環境対策に関するイベント事業 ・地域福祉に関するイベント事業 ・国際化に関するイベント事業 ・地域社会の防災、生活安全に関するイベント事業 ・その他同様の趣旨で実施するイベント事業					左記の経費のうち、以下に掲げるものは対象外とする。 ・上部団体への負担金や他組織が主催する事業への参加費 ・飲食経費 ・販売用、贈答用の物品、金券の取得費 ・直接人件費 ・主催者関係者の宿泊費 ・振込み手数料 ・使用目的が補助対象事業に特定できない経費 ・有料事業については、その収入額相当分																															
		以下に掲げる事業に要する経費 ただし、1団体につき期間を定めて行う1事業を補助対象とする。 (1) 構成員の販売促進活性化に関する事業 (2) 構成員の人材養成に関する事業 (3) 調査・情報提供に関する事業																																				
販売促進に寄与する中小商業・サービス事業者等の共同事業	「販売促進共同事業」という。																																					